



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 6

令和5年度上半期 協会員に対する監査結果

令和5年10月18日
日本証券業協会

1. 令和5年度上半期の協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 42先(会員 29社、特別会員 13機関)に対し監査を実施

※ 監査先の業務運営体制等を勘案して、臨店監査 38先、臨店を伴わない監査 4先を実施。

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 42先(会員 27社、特別会員 15機関)
うち 11先(会員 8社、特別会員 3機関)に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 主な指摘

- 諸規則違反
 - (会 員) 売買取引審査対象として抽出された取引の審査に係る不備
 - (特別会員) 合理的根拠適合性の検証が行われていない状況
- 業務運営・内部管理態勢
 - (会 員) システムリスク管理態勢の整備が不十分な状況

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況		令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
			上半期	下半期
① 監査実施先数		29社	27社	29社
	うち取引所との合同検査	12社	13社	9社
	うち協会の単独監査	17社	14社	20社
	うち特別監査等	—	1社	—
② 1先平均の監査人員		4.6人	4.7人	4.7人
(1先当たりの監査人員)		(3～13人)	(3～7人)	(4～8人)

※ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

3. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	13機関	15機関	11機関
② 1先平均の監査人員	3.8人	3.4人	3.7人
(1先当たりの監査人員)	(3～5人)	(3～4人)	(3～5人)

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	27社	27社	29社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(8社)	(8社)	(9社)

4. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	2件 (1社)	3件 (3社)
① 「純財産額が資本金の額を下回った 場合」に係る届出漏れ	—	1件	1件
② 府令で定められた禁止期間内におけ る引受人の自己の計算による買付け	—	—	1件
③ 法定帳簿の記載不備等	—	1件	—
④ 不公正取引防止のための売買管理 態勢に係る不備	—	—	1件

4. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	2件 (2社)	2件 (2社)	4件 (3社)
① 不公正取引防止のための売買管理態 勢が不十分な状況	1件	—	2件
② 特定個人情報についての管理区域等 の設置に係る対応が不十分な状況	1件	—	—
○ その他	—	2件	2件

4. 会員に対する監査結果通知状況

(4)会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	18件 (7社)	15件 (8社)	12件 (6社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	7件	2件	3件
② 個人情報保護の管理態勢に係るもの	4件	1件	1件
③ 事業継続計画の態勢整備に係るもの	3件	2件	1件
④ マネー・ローンダリングガイドライン対応等 に係るもの	2件	4件	—
⑤ 顧客管理態勢に係るもの	1件	2件	1件
⑥ 事業報告書等の記載に係るもの	1件	—	—
○ その他	—	4件	6件

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	15機関	15機関	11機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(3機関)	(一)	(1機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	5件 (3機関)	—	—
① 役職員における特定有価証券等の売買等に関する管理体制の不備	1件	—	—
② 合理的根拠適合性の検証が行われていない状況	1件	—	—
③ 公募仕組債の勧誘開始基準に適合しない顧客に対する勧誘・販売	1件	—	—
④ 内部管理責任者等に係る社内研修の未実施	1件	—	—
⑤ 従業員の採用時に係る不都合行為者照会の未実施	1件	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和5年度 上半期	【参考】令和4年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	2件 (1機関)	—	2件 (1機関)
① マネー・ローンダリングガイドライン対応 等に係るもの	2件	—	1件
○ その他	—	—	1件

(1)規則違反

○ 売買審査対象として抽出された取引の審査に係る不備【会員】

- 信用建玉の期日乗り換えや現物取引から信用取引への切り替えを目的に発注されたクロス取引のうち、売数量・買数量の異なる不均衡な注文が複数件あった。また、当該注文の大半は特定の1顧客によるものであり、結果的に前場の終値が上昇している状況が生じていた。

しかしながら、売買審査業務においては、不均衡なクロス取引となっているとの認識はあったものの、売買審査業務マニュアルにて定めている売買審査の観点への理解が不足していたために有効な審査が実施されなかったこと、また、審査に係る記録が残されておらず、更に、売買審査担当部署内における審査の判断基準の適切性に係る相互チェックが機能していないなど売買管理の有効性や実施状況を検証する体制が構築されていなかったことから、これらの注文を看過し、顧客への注意喚起等の措置を行っていない状況が認められた。

(1)規則違反

○ 合理的根拠適合性の検証が行われていない状況【特別会員】

- 登録金融機関においては、金融商品仲介業務において取り扱う新たな有価証券等についても、一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであること(合理的根拠適合性)を事前に検証する必要がある。

しかしながら、金融商品仲介業務を通じた複雑な仕組債の販売に際して、顧客が希望する諸条件(発行体、期間、金利、ロックイン条件、参照銘柄等)や運用方針等に沿った商品組成を行い、勧誘開始基準に適合した顧客に販売すれば、合理的根拠適合性の事前検証は不要であると判断したことから、社内規則の制定等を含む合理的根拠適合性に係る検証態勢を構築せず、金融商品仲介業務において新たに取扱いを開始した複数のEB債について、事前に合理的根拠適合性の検証を行わないまま、顧客に販売していた。

(2) 業務運営・内部管理態勢の不備

○ システムリスク管理態勢の整備が不十分な状況【会員】

- 前回監査において、サイバーセキュリティに関し、社内規則等が整備されておらず体制整備・リスクアセスメントが実施されていない、多層防御が想定リスクに対応したものか不明確であるなど、サイバーセキュリティの管理態勢が不十分であると指摘を受けたことを踏まえ、社内規則等を整備し、情報システムを対象に機密性、完全性及び可用性の観点からシステムリスク評価を実施することとした。

しかしながら、実施したシステムリスク評価について、以下のとおり不十分な状況が認められた。

- イ. 情報資産の洗い出しにおいて、マイナンバー管理に係るシステムや「社外秘」として扱っている情報資産を管理するシステムが評価対象から漏れている状況
- ロ. リスクの度合いにかかわらず一律の対応及び低減措置をとることとなっているほか、リスク低減措置の有効性・適切性の評価が行われていない状況
- ハ. 委託先のクラウドサービスを利用して構築・運用している取引サイトについて、当該サービス固有のリスク(アクセス権限に関する仕様変更による、クラウド上に保存したデータ漏えいの可能性等)を考慮した評価や委託先の監督が行われていない状況